⑦　本事業に係るアドバイザー業務に携わったパシフィックコンサルタンツ株式会社及びアンダーソン・毛利・友常法律事務所若しくは本事業に係る積算補助業務に携わった株式会社シーエム・エンジニアリングあるいはこれらの者と資本関係又は人的関係においての関連のある者でないこと。

⑧　中国地方整備局が、事業者の選定にあたり、ＰＦＩ法第８条に定める客観的な評価を行うため、中国地方整備局内に平成29年６月22日付けで設置した「安来地区電線共同溝ＰＦＩ事業有識者等委員会」(以下「有識者等委員会」という。)の委員及び委員以外の者で有識者等委員会において出席及び意見を求められた者が属する企業又はその企業と資本関係又は人的関係においての関連のある者でないこと。

⑨　上記⑦及び⑧において､「資本関係又は人的関係においての関連のある者」とは、上記２⑴⑩に同じ。

⑶　設計企業の参加資格要件　代表企業、構成員又は協力企業のうち、１⑸に掲げる設計業務を実施する者（以下「設計企業」という。）は、次の①から④までの要件を満たさなければならない。ただし、調整マネジメント業務（設計段階）のみを実施する者はこの限りでなく、次の②又は事業監理業務の実績を有する者若しくは２⑷に掲げる工事企業の参加資格要件②を満足する者であれば良いものとする。事業監理業務とは、国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した業務で、工事発注までに必要となる測量・調査・設計業務等に対する指導・調整、地元及び建設行政機関等との協議、事業監理等の業務を行うマネジメント業務をいう。

①　中国地方整備局における平成29・30年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。

②　同種業務の実績として、国､特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した業務で、平成19年４月１日以降公示日までに完了した業務において次のいずれかの実績を有すること。

・電線共同溝の実施（詳細）設計業務
・電線共同溝の基本（予備・概略）設計業務

共同企業体の構成員としての実績は出資比率が20％以上であること。

③　次に掲げる基準を満たす管理技術者を配置できること。

ア　管理技術者は次に掲げるいずれかの資格を有すること。

ａ　技術士（総合技術監理部門：建設―道路、建設部門：道路）

ｂ　国土交通省登録技術者資格（施設分野：道路―業務：計画・調査・設計）

ｃ　土木学会認定技術者(特別上級土木、上級土木、１級土木)(設計)

イ　同種業務の実績として、国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した業務で、平成19年４月１日以降公示日までに完了した業務において次のいずれかの実績を有すること。

・電線共同溝の実施（詳細）設計業務
・電線共同溝の基本（予備・概略）設計業務

④　上記②、③の実績として挙げた業務実績が国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部（開発建設部関係事務所を含む）の発注した業務に係る実績である場合にあっては、評定点が60点未満のものは、実績として認めない。

⑷　工事企業の参加資格要件　代表企業、構成員又は協力企業のうち、１⑸に掲げる工事監理業務及び既存ストックに対する工事を除く工事業務を実施する者（以下「工事企業」という。)は、次の①から③までの要件を満たさなければならない。但し、調整マネジメント業務（工事段階）のみを実施する者はこの限りでなく、次の②の要件又は２⑶に掲げる設計企業の参加資格要件②を満たせば良いものとする。既存ストックを活用する工事を行う者は、④の要件を満たさなければならない。但し、既存ストックを活用しない提案を行う場合はこの限りではない。

①　中国地方整備局における平成29・30年度「アスファルト舗装工事」の一般競争（指名競争)参加資格の認定を受けていること。

②　平成14年４月１日以降に元請けとして、下記の条件を満足する同種工事を施工した実績を有すること。又は下請企業表彰を受けた企業で、下請企業表彰の対象となった工事が次の同種工事を施工した実績を有すること。なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20％以上の場合のものに限る。ただし、乙型ＪＶ（異工種ＪＶ）の同種工事の施工実績については、出資比率に関わらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。

・同種工事として、供用中の道路法上の道路（国道・都道府県道・市町村道のいずれか）で車線減少を伴う交通規制を実施し、かつ電線共同溝若しくは情報ボックス工事を施工した実績を有すること。

なお、当該実績が国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部（開発建設部関係事務所を含む）の発注した工事に係る実績である場合にあっては、評定点が65点未満のものは、実績として認めない。

③　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者（以下「配置予定技術者」という。)を当該事業に専任で配置できること。

ア　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次のものをいう。

・１級建設機械工技士の資格を有する者
・これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者

イ　平成14年４月１日以降に、元請けとして同種工事（上記②に掲げる工事）の経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。ただし、乙型ＪＶ（異工種ＪＶ）の同種工事の施工実績については、出資比率に関わらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。)。

なお、当該経験が国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部（開発建設部関係事務所を含む）の発注した工事に係る経験である場合にあっては、工事成績評定通知書による評定点が65点未満のものは、実績として認めない。

ウ　配置予定技術者にあっては、直接的かつ恒常的な雇用関係が必要である。

エ　配置予定技術者は、建設業法第７条第２号及び第15条第２号に定められた技術者（営業所専任技術者）でないこと。

オ　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

カ　上記アからオまでについて確認出来る書類を添付すること。その添付がされない場合は、本競争に参加出来ないことがある。

④　既存ストックを活用する工事を行う者は、中国地方整備局における平成29・30年度「通信設備工事」の一般競争(指名競争)参加資格の要件として認定を受けていることに加え、以下のいずれかの条件を満足していること。

ア　建設業法における電気通信工事業の許可を受けており、かつ建設業法における経営事項審査を受け経営事項評価点数が1,000点以上を有すること。

イ　既存ストック所有者より業務委託受注の実績のある会社であること。

ただし、既存ストック所有者の電気通信設備に影響を及ぼす場合がある工程については、当該工程の施工実績のある会社とする。

⑸　工事監理企業の参加資格要件　代表企業、構成員又は協力企業のうち、１⑸に掲げる工事監理業務を実施する者（以下「工事監理企業」という。)は、次の①及び②の要件を満たさなければならない。

①　中国地方整備局における平成29・30年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。

②　平成14年４月１日以降に元請けとして、同種工事の工事監督を支援した実績を有すること。同種工事とは、２⑷②に掲げる同種工事をいう。

なお、当該実績が国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部（開発建設部関係事務所を含む）の発注した業務に係る実績である場合にあっては、評定点が60点未満のものは、実績として認めない。

⑹　維持管理企業の参加資格要件　代表企業、構成員又は協力企業のうち、１⑸に掲げる維持管理業務を実施する者（以下「維持管理企業」という。)は、次の①から③までの要件を満たさなければならない。但し、点検業務のみを実施する者は次の①及び②の要件を、補修業務のみを実施する者は次の③の要件を満たせば良いものとする。また、調整マネジメント業務（維持管理段階）のみを実施する者はこの限りでなく、２⑵に掲げる応募者共通の参加資格要件を満たせば良いものとする。

①　中国地方整備局における平成29・30年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。

②　平成14年４月１日から平成29年３月31日までの間に完了した、国及び地方公共団体発注による道路構造物点検業務の実績を有していること。

③　中国地方整備局における平成29・30年度「維持修繕」の一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。